

議会基本条例検証結果報告書

条文		取組状況・実績	検証結果		検証結果が2~4の場合は、検証結果に基づく具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など
			(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第1条	目的	<p>この条例は、二元代表制の下、合議制機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 条例の目的についての条文であり、運用面での検証については行 〕</p>	<p>■1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要</p> <p>□3 適切に運用されておらず、改善が必要</p> <p>□4 その他</p>	<p>■1 改正の必要はない</p> <p>□2 さらなる検討が必要</p> <p>□3 改正が必要</p> <p>□4 その他</p>	
第2条	議会の活動原則	<p>【意見書等発議件数】 ※条例等の一部改正及び特別委員会設置を除く 平成26年度 7件 平成27年度 6件 平成28年度 7件 平成29年度 7件 平成30年度 4件 うち議員提出によるもの ・広島県立大柿高等学校の存続を求める意見書 ・平成30年7月豪雨災害からの復旧に対する財政支援を求める意見書</p> <p>【条例・規則の改正】 ・江田島市議会委員会条例 平成27年3月13日 ・江田島市議会会議規則 平成27年9月9日 平成28年3月11日 ・江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 平成28年3月11日 ・江田島市証人等の実費弁償に関する条例 平成30年12月18日</p> <p>【第5号 実績】 傍聴者へ議案の概要版配布 ・平成30年第1回(2月)定例会から</p>	<p>■1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要</p> <p>□3 適切に運用されておらず、改善が必要</p> <p>□4 その他</p>	<p>■1 改正の必要はない</p> <p>□2 さらなる検討が必要</p> <p>□3 改正が必要</p> <p>□4 その他</p>	

議会基本条例検証結果報告書

R1.10.29

条文		取組状況・実績	検証結果		検証結果が2～4の場合は、検証結果に基づく具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など	
			(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか		
第3条	議員の活動原則	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の代表としてふさわしい活動を行うこと。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	<p>【第2号 研修実績(JIAM)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度議員研修 1泊2日 4名</li> <li>・平成27年度議員研修 1泊2日 4名</li> <li>・平成28年度議員研修 1泊2日 5名</li> <li>・平成29年度議員研修 1泊2日 2名</li> <li>・平成30年度議員研修 1泊2日 4名</li> <li>2泊3日 1名</li> <li>4泊5日 2名</li> </ul>	<p>■1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要</p> <p>□3 適切に運用されておらず、改善が必要</p> <p>□4 その他</p>	<p>■1 改正の必要はない</p> <p>□2 さらなる検討が必要</p> <p>□3 改正が必要</p> <p>□4 その他</p>	
第4条	会派	<p>議会の会派は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、議会運営、政策決定、政策提言、政策立案等に関して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者会議を開催する。</p>	<p>【会派の現状】 令和元年5月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立風会 9名</li> <li>・政友会 7名</li> <li>・無会派 2名</li> </ul> <p>【第2項 活動実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度会派視察 11カ所</li> <li>・平成28年度会派視察 6カ所</li> <li>・平成29年度会派視察 2カ所</li> <li>・平成30年度会派視察 2カ所</li> </ul> <p>【第4項 会派代表者会議実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度 1回(会派室の取扱について)</li> </ul>	<p>□1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>■2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要</p> <p>□3 適切に運用されておらず、改善が必要</p> <p>□4 その他</p>	<p>■1 改正の必要はない</p> <p>□2 さらなる検討が必要</p> <p>□3 改正が必要</p> <p>□4 その他</p>	<p>(1) 条文の運用について 会派において政策決定や政策提言を行う場合、執行部の意見を聞き、会派の意見をまとめることが必要になる。</p> <p>一般質問で、類似した質問項目は会派内で調整が必要であるという意見と観点、論点が違うので一般質問の調整は如何かという意見が出た。</p>

議会基本条例検証結果報告書

条文		取組状況・実績	検証結果		検証結果が2～4の場合は、検証結果に基づく具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など
			(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要はあるか	
第5条	市民参加及び市民との連携	<p>【第1項 実績】 ・平成31年2月定例会から、議会の中継・録画配信を開始</p> <p>【第2項 実績】 公開としなかったもの ・平成29年12月14日 全員協議会(一部) 「旧飛渡瀬小学校校舎及び敷地の取扱について」</p> <p>【第3項 実績】 参考人制度の活用 ・平成28年2月9日 交通問題調査特別委員会 「デマンド交通の現状と課題について」</p> <p>・平成30年10月31日 文教厚生常任委員会 「三高中学校の存続について」</p> <p>【第4項 実績】 ・平成26年度から議会報告会を実施 ・出前講座については未実施</p>	<input type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 さらなる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他	(1) 条文の運用について 市民との意見交換の場が、多様に設けられていないという意見や、議会報告会だけでは少ないと思うのでほかに関わりの良い知らせ方を考え、議会の様子を伝える機会を設けることができればという意見が出た。
第6条	議会報告会	<p>【議会報告会】 ・江田島市議会報告会実施基準(H26.4.1施行)</p> <p>【実績】 ・平成26年度(11.12～11.15) 4会場 118人 ・平成27年度(17.21～17.25) 5会場 98人 ・平成28年度(17.13～17.16) 4会場 75人 ・平成29年度 検証のため未開催 ・平成30年度 7月豪雨のため中止 ・令和元年度(17.17～17.20) 4会場 72人</p> <p>【第2項】 議会報告会実施計画書を作成し、必要事項を定めている。</p>	<input type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず、改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 さらなる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他	(1) 条文の運用について ・開催形式に工夫が必要 (PTA、高校、会社等の単位) ・曜日、時間帯の変更 ・開催地区順の変更 (江田島～大柿⇒大柿～江田島) ・各種団体へ出前形式で開催 (商工会＝産業建設等) ・ファシリテーターの育成 ・執行部も関わってもら

議会基本条例検証結果報告書

R1.10.29

条文		取組状況・実績	検証結果		検証結果が2~4の場合は、検証結果に基づく具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など	
			(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか		
第7条	議員と市長等執行機関の関係	<p>議会審議における議員と市長等執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p> <p>(3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>(4) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めものとする。</p> <p>(5) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。</p>	<p>【質疑応答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一問一答方式は導入済み</li> </ul> <p>【反問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>反問に関する基準(H26.4.1施行)</li> </ul> <p>【文書質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書質問に関する基準(H26.4.1施行)</li> </ul> <p>【文書質問 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年 2件</li> <li>平成27年 5件</li> <li>平成28年 3件</li> <li>平成29年 5件</li> <li>平成30年 2件</li> <li>平成31年 4件</li> </ul>	<p>□1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要</p> <p>■3 適切に運用されておらず、改善が必要</p> <p>□4 その他</p>	<p>■1 改正の必要はない</p> <p>□2 さらなる検討が必要</p> <p>□3 改正が必要</p> <p>□4 その他</p>	<p>第5号について、記録した文書を作成するよう求めておらず、規定が適切に運用されていない。今後、議長名をもって記録した文書を作成するよう求める。</p>
第8条	議会審議における論点情報の形成	<p>議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 重要な政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 検討した他の政策案等との比較検討</p> <p>(3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況</p> <p>(4) 総合計画における根拠又は位置付け</p> <p>(5) 関係法令、条例等</p> <p>(6) 財源措置</p> <p>(7) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>(8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項</p> <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p>		<p>□1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>■2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要</p> <p>□3 適切に運用されておらず、改善が必要</p> <p>□4 その他</p>	<p>■1 改正の必要はない</p> <p>□2 さらなる検討が必要</p> <p>□3 改正が必要</p> <p>□4 その他</p>	<p>政策等の執行後における政策評価に資する審議を行うためには、現在行っている事務事業評価を開示する必要がある。との意見が出た。</p>

議会基本条例検証結果報告書

R1.10.29

条文			取組状況・実績	検証結果		検証結果が2～4の場合は、検証結果に基づく具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など
				(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第9条	予算及び決算における政策説明	<p>議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を市長に求めるものとする。</p>	<p>【予算】 当初予算案の概要を作成。 (項目) 1 当初予算の概要 2 重点テーマ 3 主要施策 4 一般会計予算の内容 5 新規・拡充事業の内容</p> <p>【決算】 主要施策の成果に関する報告書及び補足資料を作成。</p>	<p><input type="checkbox"/>1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/>2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/>3 適切に運用されておらず、改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/>4 その他</p>	<p><input type="checkbox"/>1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/>2 さらなる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/>3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/>4 その他</p>	<p>予算及び決算の審議を行うためには、前条と同様に現在行っている事務事業評価を開示する必要がある。との意見が出た。また、求めた事務事業評価が開示されない場合、第6項として求める文書を追記する。</p>
第10条	議会の合意形成	<p>議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討論を中心に運営しなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合にあっては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。</p>	<p>職員出席実績(平成30年度)</p> <p>【総務常任委員会】 延べ29人/12回開催</p> <p>【文教厚生常任委員会】 延べ14人/11回開催</p> <p>【産業建設常任委員会】 延べ19人/11回開催</p> <p>【議会運営委員会】 延べ8人/12回開催</p> <p>【交通問題調査特別委員会】 延べ3人/6回開催</p> <p>【消防庁舎整備特別委員会】 延べ0人/0回開催</p>	<p><input type="checkbox"/>1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/>2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/>3 適切に運用されておらず、改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/>4 その他</p>	<p><input type="checkbox"/>1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/>2 さらなる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/>3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/>4 その他</p>	